

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年8月1日改定）

掲載日 2025年7月8日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>第 37 条（適用範囲）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 6 章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定の用語の定義と同義とします。</p> | <p>第 37 条（適用範囲）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定の用語の定義と同義とします。</p> |
| <p>第 39 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 手続きアプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、<u>第 6 章</u>に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A～D（略）</p> <p>⑧～⑪（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>第 39 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑥（同左）</p> <p>⑦ 手続きアプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、<u>第 5 章</u>に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い A～D（同左）</p> <p>⑧～⑪（同左）</p> <p>2（同左）</p> |
| <p><u>第 5 章 ゆうちょ在留カード読取アプリ</u></p> <p><u>第 65 条（総則）</u></p> <p><u>第 1 章及び本章は、当行が提供するゆうちょ在留カード読取アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第 1 章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |
| <p><u>第 66 条（規定の適用）</u></p> <p><u>利用者は、本サービスにより届出に係る在留カードが真正なものであることを証明するにあたっては、この規定のほか、適法な在留資格及び在留期間の届出について定める「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」及び「定期貯金規定」に同意するものとします。</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |
| <p><u>第 67 条（定義）</u></p> <p><u>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p>①「本アプリ」</p> <p><u>当行が提供するゆうちょ在留カード読取アプリという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</u></p> <p>②「本サービス」</p> | <p><u>（削除）</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年8月1日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|------|
| <p><u>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</u></p> <p>③「利用者」 <u>第1章及び本章に同意のうえ第69条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u></p> <p>④「利用者情報」 <u>利用者が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいい、在留カードの番号及び在留カードの IC チップに記録された情報を含みます。</u></p> <p>⑤「利用者端末」 <u>通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</u></p> <p>⑥「在留カード」 <u>出入国管理及び難民認定法第19条の3の規定に基づき、出入国在留管理庁長官が、同条に定める中長期在留者に対し交付するカードをいいます。</u></p> | |
| <p><u>第68条（本サービス）</u></p> <p><u>利用者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を届け出るにあたり、届出に係る在留カードが真正なものであることを証明するため、利用者端末を使用して当行所定のホームページから本アプリを起動し、当行所定の方法により利用者名義の在留カードの番号の入力及び利用者名義の在留カードに搭載された IC チップに記録された情報の読取を行うことで、利用者情報を登録することができます。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第69条（本サービスの利用等）</u></p> <p>1 <u>利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができますようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</u></p> <p>2 <u>本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</u></p> <p>3 <u>利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとし、日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制並びに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限りません。）を遵守するものとし、</u></p> <p>4 <u>本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとし、</u></p> <p>5 <u>利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとし、</u></p> <p>6 <u>本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとし、</u></p> <p>7 <u>利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</u></p> <p>8 <u>利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとし、</u></p> | (削除) |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年8月1日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|--------------------|
| <p><u>第70条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u></p> <p><u>1 当行は、利用者に事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容の追加又は変更ができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で利用者にあらかじめその旨を公表します。ただし、緊急の場合は利用者への公表が事後になる場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。</u></p> <p><u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p><u>② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合</u></p> <p><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合</u></p> <p><u>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |
| <p><u>第71条（本アプリにおける禁止事項）</u></p> <p><u>利用者は、本アプリの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</u></p> <p><u>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p><u>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為（他の利用者その他の第三者の在留カードを利用する行為を含みます。）</u></p> <p><u>⑤ 他の利用者の利用者情報を利用する行為</u></p> <p><u>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p><u>⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</u></p> <p><u>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p><u>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</u></p> <p><u>⑩ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p><u>⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年8月1日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|--------------------|
| <p><u>その他当行に損害を与える行為</u></p> <p>⑫ <u>故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p>⑬ <u>他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p>⑭ <u>第1章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p>⑮ <u>前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p>⑯ <u>その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</u></p> | |
| <p><u>第72条（利用停止等）</u></p> <p>1 <u>当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</u></p> <p>① <u>第1章及び本章に違反した場合</u></p> <p>② <u>当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p>③ <u>当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p>④ <u>手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p>⑤ <u>死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合</u></p> <p>⑥ <u>当行の貯金等共通規定第11条各号のいずれかを満たさないものと当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑦ <u>本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑧ <u>その他前各号に類する事由があると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>2 <u>利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</u></p> <p>3 <u>当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |
| <p><u>第73条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u></p> <p>1 <u>利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシーに従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</u></p> <p>2 <u>当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。</u></p> <p>3 <u>当行は、利用者が当行に提供した利用者情報その他の情報及びデータ等を、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> | <p><u>（削除）</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年8月1日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|--------------------|
| <p><u>第74条（保証の否認及び免責）</u></p> <p>1 当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</p> <p>2 利用者は、本アプリがすべての通信端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する通信端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</p> <p>3 利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>4 利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、本サービスに起因又は関連して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>6 当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7 次の各号の事由により本サービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</p> <p>② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき</p> | <p><u>（削除）</u></p> |
| <p><u>第75条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</p> <p>2 利用者による本サービスの利用に関連して、当行が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、利用者は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。</p> <p>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべ</p> | <p><u>（削除）</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年8月1日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|---|
| <u>き事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u> | |
| 第6章 ゆうちょ手続きアプリ 第76条 （総則） （略） | 第5章 ゆうちょ手続きアプリ 第65条 （総則） （同左） |
| 第77条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第85条 に定める手続きを行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑦（略） | 第66条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第74条 に定める手続きを行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑦（同左） |
| 第78条 （本サービス） （略） | 第67条 （本サービス） （同左） |
| 第79条 （無通帳型総合口座の申込み） （略） | 第68条 （無通帳型総合口座の申込み） （同左） |
| 第80条 （再交付の請求） 1～2（略） 3 本アプリにおいて、代理人のカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に定める代理人のカードをいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。次条及び 第92条 において同じとします。）の再交付を請求しようとするときは、当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続きをしてください。 4（略） | 第69条 （再交付の請求） 1～2（同左） 3 本アプリにおいて、代理人のカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に定める代理人のカードをいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。次条及び 第81条 において同じとします。）の再交付を請求しようとするときは、当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続きをしてください。 4（同左） |
| 第81条 （暗証の変更） （略） | 第70条 （暗証の変更） （同左） |
| 第82条 （届出事項の変更） （略） | 第71条 （届出事項の変更） （同左） |
| 第83条 （在留資格等の届出） （略） | 第72条 （在留資格等の届出） （同左） |
| 第84条 （料金） 第80条 第1項に規定する再交付の請求については、当行所定の料金を利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。 | 第73条 （料金） 第69条 第1項に規定する再交付の請求については、当行所定の料金を利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。 |
| 第85条 （本サービスの利用等） （略） | 第74条 （本サービスの利用等） （同左） |
| 第86条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略） | 第75条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左） |
| 第87条 （本アプリにおける禁止事項） （略） | 第76条 （本アプリにおける禁止事項） （同左） |
| 第88条 （利用停止等） （略） | 第77条 （利用停止等） （同左） |
| 第89条 （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （略） | 第78条 （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （同左） |
| 第90条 （保証の否認及び免責） （略） | 第79条 （保証の否認及び免責） （同左） |
| 第91条 （紛争処理及び損害賠償） （略） | 第80条 （紛争処理及び損害賠償） （同左） |
| 第92条 （規定の適用） （略） | 第81条 （規定の適用） （同左） |

以 上